

総務委員会会議録

平成26年9月25日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 11:43

案 件

1. 議案第68号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)
2. 議案第82号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)
3. 議案第75号 財産の取得(職員用情報ネットワーク端末機器等)
4. 議案第79号 飯塚市辺地に係る総合整備計画を定めること

【 報告事項 】

1. 飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について (中心市街地活性化推進課)
2. 臨時福祉給付金の支給状況について (臨時福祉給付金支給業務室)
3. 社会保障・税番号制度について (総合政策課)
4. 平成26年度職員採用試験の申込状況について (人事課)
5. 平成26年8月22日の豪雨の対応等について (防災安全課)
6. 「広島大雨災害義援金」の募金受付について (防災安全課)
7. 平成26年度行政評価(一次及び二次評価)結果の概要及び外部評価の取り組みについて (行財政改革推進課)
8. 普通交付税の交付決定について (財政課)

○委員長

おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第68号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第68号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」の概要についてご説明いたします。

別に配布いたしております「平成26年度補正予算資料」をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、表の下のほうに記載しておりますように、補助事業に伴う事務事業費の変更及び今後の所要額を見込んで補正するものでございます。なお、7月初旬の集中豪雨による農業施設等の災害復旧費等も併せて今回補正いたしております。

なお、緊急に対応しなければならない経費につきましては予備費を充用し、それ以外の経費については今回の補正予算に計上いたしております。

補正額につきましては、3億3385万6千円を追加いたしております。

次の2ページ以降に補正予算の概要を費目ごとにまとめ、科目名称の左側には予算書のページを記載しております。

まず、歳入からご説明いたします。国庫支出金及び県支出金では、地域介護・福祉空間整備等交付金など、今回補正しております補助対象実施事業に係る財源として計上しておりますが、各事業の内容につきましては歳出の欄でご説明させていただきます。

繰入金は、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金の繰入額を1億1421万1千円追加するものでございます。

市債につきましては、病院事業会計への補助金及び小中学校施設整備等に係る財源として合併特例債等を活用するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。総務費、地域振興費のその他の地域振興費では、コミュニティ助成事業助成金を当初予算で2件計上しておりましたが、3件採択されたため、1件分の追加計上をいたしております。

民生費、高齢者福祉費の高齢者福祉施設等整備補助事業費では、スプリンクラー設備を整備する既存の小規模福祉施設に対し、国の交付金10分の10を活用し補助金を交付するため追加するものでございます。

国民年金費のその他の国民年金費では、平成27年10月より所得が一定基準を下回る高齢年金受給者等に対し、年金生活者支援給付金が支給されることに伴い、対象者の所得情報等を年金機構へ提供するためのシステム改造を行う経費を追加するものでございます。

児童措置費のその他の児童措置費では、平成26年12月より公的年金等と児童扶養手当の併給ができるようになったことから、その差額分を給付するためのシステム改造を行う経費を追加するものでございます。

青少年対策費の児童館建設事業費では、楽市・平恒・穂波東小中学校統合事業において、平成27年度予定の造成工事等について平成26年度に前倒しにより実施する必要が生じたため、併設予定の児童館建設に係る経費を追加するものでございます。

衛生費、予防費の予防接種費では、予防接種法施行令の一部を改正する政令の10月1日からの施行に伴い、乳幼児・児童に対する水痘ワクチン及び高齢者に対する肺炎球菌ワクチン予防接種に係る委託料を追加するものでございます。

健康づくり推進費の保健事業費では、地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金、10分の10を活用しまして、自殺対策講演会及び自殺予防ゲートキーパーを養成するための研修会を開催いたします経費を追加するものでございます。

病院費では、病院建て替えについて建築単価増等のため、その一部を合併特例債を活用し補助金を追加するものでございます。

農林水産業費、農業振興費の農業振興事業費では、がんばる農業応援事業費として、新規就農者への支援等を行い新規就農者の確保を行うため、就農研修の提供及び農地や施設等の借入等を行うための補助金を追加するものでございます。

同じく、福岡県農地・水・環境保全協議会負担金は、平成26年度から要件変更に伴い、事業内容の変更が行われ、取組組織が増えたため追加するものでございます。

農業土木費の各所新設改良事業費では、川津水路改良工事を県補助を活用して行うため追加するものでございます。

また、県営農業生産基盤整備事業費では、庄内仁保にあります高尾ため池改良事業が県事業として実施することとなったことから、平成26年度の調査設計費に係る負担金を追加するものでございます。

教育費、小学校整備費及び中学校整備費の統合事業費では、楽市・平恒・穂波東小中学校統合事業において、実施設計が完了した段階で、新校舎周りの盛土、雨水排水工事、道路工事等を平成27年度に実施する予定としておりましたが、工事スペースや工程等を考慮した結果、平成26年度予定の建築工事と一体的に行うほうが良いとの判断から前倒しして行うため、その経費を追加するものでございます。

中学校管理費のその他の学校管理費では、目尾・幸袋小中学校統合事業に伴う幸袋中学校グラウンド整備により、工事期間中グラウンドが使用できないことから、部活等ができる代替施設への送迎用ワゴン車を2台購入するための経費を追加するものでございます。

予備費につきましては、最初に説明いたしましたように、7月初旬の大雨による災害に係る経費のうち、早急な対応が必要なものについて予備費を充用して対応しておりますが、今回、

その予備費対応分を追加するものでございます。

災害復旧費では、大雨による農業施設、農地、河川の災害応急復旧手数料、各所災害復旧工事等の災害復旧に係る経費を追加するものでございます。

災害復旧箇所は、予備費で充用対応した施設を含め、農業施設、林業施設、道路橋りょう、河川で60カ所、内訳は飯塚地区36カ所、穂波地区8カ所、筑穂地区10カ所、潁田地区6カ所、総額4196万4千円となっています。

繰越明許費は、楽市・平恒・穂波東小中学校統合事業の事業費の追加に伴い、児童館及び小中学校分を増額変更するものでございます。

債務負担行為は、今回新たに指定管理委託を行う庄内生活体験学校、および更新を行う体育施設14施設につきまして、平成27年度から5年間の指定管理を行うことから債務が後年度にまたがりますので追加するものでございます。

6ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○田中裕二委員

おはようございます。すみません。1点確認させていただきたいんですが、予防費の高齢者予防接種委託料の増、今の資料の3ページでございます。今回2909万8千円の増額ということでございますが、これはすべて10月1日から行われます成人肺炎球菌ワクチン定期接種の分だと、そのような認識でいいですか。

○健康・スポーツ課長

おっしゃるとおり肺炎球菌と、あと水痘もでございます。2種類でございます。

○田中裕二委員

肺炎球菌ワクチンの追加で対象者が書かれて、その後に金額が書かれて、最後に4743人と人数が書かれておりますが、これは肺炎球菌ワクチン定期接種の対象者ということで考えられるんですか。

○健康・スポーツ課長

接種見込み者でございまして、対象者につきましては全部で8623人でございます。

○田中裕二委員

8623人の対象者に対して4743人、これは見込みということですか。このくらいだろうということでこの数字はあげられているんですかね、この数字の根拠を教えてください。

○健康・スポーツ課長

先ほど言いました8623人のうちでございすけれど、高齢者インフルの実績と勘案しまして、接種率の見込みを55%で見込んでおりまして、その人数になっております。

○田中裕二委員

55%の見込みということでございますが、これは1度定期接種の機会を逃せば、もう一生回ってこないわけですよ、1回限りでございすから。ですから、しっかりと周知をしていただきたいと思うんですけれども、そう考えましたら55%というのは、1度受けたことのある方は対象外ということでその方たちは外されると思うんですが、55%の人数で大丈夫かなという気はいたします。

それとあわせまして、いま言いましたように、定期接種は一生に1度だけでございすから、1番長い方で5年間待たなくてはいけない。ところが年齢的にも5年間待てないという方もいらっしゃると思いますし、この定期接種の機会を逃した方、さっき言いましたように、もう2度と定期接種を受けられないわけですから、そういう方たちは任意接種という形で予防接種を受けていただくしかないと思うんですが、飯塚市ではこの予防接種に関しての補助金とか助

成金、これはあるんですかね。ちょっとお尋ねいたします。

○健康・スポーツ課長

肺炎球菌に関してはございません。

○田中裕二委員

ございませんというのですが、いま言いましたように、この定期接種の接種率とあわせて任意接種の接種率も、当然上げていかなくてはいけないと思うんです。2本立てでいかないといけないと思います。そのために、この定期接種とあわせて任意接種の推進と言いますかね、これはどのように考えてあるのか、お尋ねをいたします。

○健康・スポーツ課長

質問者おっしゃるとおり、1回しか接種機会がございませんので、それを逃されました方につきまして、またその機会が来るまでの間の方について、必要な方についてはやはり任意接種をしていただく。それが命を守る結果になるかと思っております。そういった点につきましては、医師会のほうにお願いをいたしまして、そういう必要のある方につきましては、医師会の先生方のほうから、ぜひともそういった方に対する勧奨をやっていっていただきたいと、そういうことが必要かと思っております。

○田中裕二委員

ぜひともお願いいたします。それとあわせて助成金がないということであれば非常に高額になってくると思いますので、その辺りも、助成金の関係についても今後検討していただきたいと、このように要望いたしまして質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

民生費の高齢者福祉費の中のスプリンクラーの整備ということで、2施設あがったわけですが、これは福岡の火事から以降ですね、スプリンクラーの義務づけというのが、何床以上とかいろいろ基準があったわけですが、いまさっき小規模というようなちょっと説明があったと思いますけど、これは緩和されたのか、緩和と言いますか、小さい施設でも必ずスプリンクラーをつけろというふうになったのか、その点ちょっとお尋ねいたします。

○高齢者支援課長

今までは小規模のところは275平米以下でしたら、要介護3以上の方が半数以上いないと必須条件じゃありませんでした。ただ今回、その275平米以下というのも基準が取っ払われまして設置義務が出ましたので、要介護3以上の方が半数以上いるところが1カ所と、もう1カ所は、6000平米以上が、老人ホーム等はですね、設置義務がありますけど、それがなくなって一応補助対象になりましたので、自主的につけられるところが1カ所ということで、今回2カ所をあげております。

○兼本委員

あげた、あげないは別にして、先ほど言いました275で、要介護3以上は設置義務ということですから、これが取り払われたということは、今後は275平米以下でもそういう施設については全部スプリンクラーをつけろということになったわけですか。ということになると、今回は2施設に補助事業があったんですけど、かなり数が、275以下であれば、かなり施設数があると思うんですけど、どの程度あるのか把握して、それは年次か何かで補助をつけていくという予定になっているのか、その点をちょっとお伺いします。

○高齢者支援課長

275平米以下で要介護3以上の方が半数以上いらっしゃる場所ですので、そんなに多くはございません。それとうちのほうで老人ホームのほうに要介護3以上の方が何箇所あるのかというのは、老人ホームは県のほうの所管ですので、うちのほうでは把握はいたしておりませ

んけど、有料老人ホームが飯塚市には43カ所あります、経費老人ホームとかケアハウスとかも含めてですね。そのうちいま設置してあるところが34カ所、残り9カ所ありますが、今回2カ所出ましたので、残りは7カ所というふうになっております。

○兼本委員

275平米以上で要介護3という基準はそのまま残ってるわけですね。これはそのまま残っとう。何を取り払われて、どうのこうのというのは、先ほどあったけど、それは何を取り払われたんですか。

○高齢者支援課長

取り払ったというのは、6千平米以上が設置義務でしたけど、今回補助対象にそれで6千平米以上じゃないと対象になっておりませんでしたけど、それが取り払われて補助の対象になったということで、それで積極的につけようと思われるところにも補助がつくようになっております。

○兼本委員

わかりました。じゃあ6千平米以上は必ずつけなければならないという基準があったのが、それがなくなって補助対象になったということですか。6千平米以上については必ずつけろと設置義務があったわけですから、つけてないところについてはペナルティーか何か科すようなことがあったわけでしょう。それがなくなったということは、全部の施設についても最低が275平米以上で要介護3というのが最低の限度で、上は何平米以上あってもみんな補助対象になるということになったわけですか。

○高齢者支援課長

6千平米以上がもともとの義務でしたので、それ以下のところに設置義務はありませんでした。それと面積要件で275以下のところで要介護3以上の方が半数以上いても、275平米以下は義務はございませんでしたけど、来年の4月からは275平米以下でも要介護3以上の方が半数いっちゃうところは義務が生じております。

○兼本委員

じゃあ、その施設についてはもう275平米以下であっても要介護3以上が半数いれば必ずつけれということ。ある意味で言うたら全施設でつけれということになるわけですか。福岡の火事があってから、必ずスプリンクラーというのは必要になって、6千平米以上のところは補助対象ではなかったと、今度は6千平米以上のところでも全部補助対象になるということでしょう。

○高齢者支援課長

6千平米以上のところは補助対象でした、もともとがですね。以下のところは対象じゃなかったんですけど、要は元気な高齢者の方というか、一般の方も老人ホームに入っておりますので、自分で逃げるのが可能な方が多いところは必要じゃなかったんですけど、要介護3以上の方が半数、多くいと逃げるのに大変ですので、そういうところにはスプリンクラーを、小さいところでも設置しなさいと。要介護3以上の方が半数以上いれば、必ずつけなくてはならなくなってます。それで、全てのところにつけなくてはいけないということではございません。

○兼本委員

また分からんところは、個人で聞きます。

次にですね、農業振興費のがんばる農業応援事業費ですけど、これは前回の市長の政策的な予算のところで、確か新規就農者で10万円の予算がついておりましたね。10万ぐらいで、新規就農者の予算ということで指摘はしとったんですけど、今度見ますとですね、かなりの予算がついとるわけですけど、新規就農の事業研修費、これはどのようなことをやるのか、まず事業内容を教えてください。

○農林振興課長

まず、1点目の新規就農者研修事業費補助金についてでございますが、これにつきましては市内で就農しようとする方に対しまして、市内の農家で研修を行っていただくというものです。この研修の内容ですが、短期研修と長期研修を用意しております。短期研修につきましては、農業への適性等を確認する、いわば初心者向けの研修ということで、2軒の農家でそれぞれ5日間研修を受けていただきます。条件としては市内でこれから就農しようとする方で、おおむね50歳以下の方。

次に、長期研修でございますが、短期研修を受けていただいた方、あるいは農業大学校を卒業された方、それと同等の経験等をお持ちの方を対象といたしておりますが、期間としてはおおむね半年から1年程度ということで考えておりまして、最長で2年間ということで考えております。条件といたしましては、市内に住所を有していただいて、おおむね50歳以下で、なおかつ市内で5年以上営農を継続していただける方ということで考えております。

○兼本委員

いま現状で新規就農者というのは、去年からぐらいでも結構ですけど、何名か飯塚にいますかね。新しく新規で就農しようという、現実に新規就農者としてやられている方が、現実にあります。

○農林振興課長

今年度につきましては、2名の方が新規就農者ということで就農を始められております。

○兼本委員

これはですね、やはりある意味で言うと、新規就農者の方も市外から来る方も多分おられるんじゃないかと思うんですね。市外から来られる方については、やっぱり飯塚市の大きな課題であります定住促進という問題を考えてですね、住宅の場合は市外から入って来る方には補助金を出したりしてますよね。新規就農についてもやはり入ってくる方があればですね、まず家の問題が出てくると思うんですね。これは田んぼについたとか、農地についた家ということになると、農地の空き家があると思うんですね。市長もホームページで空き家バンク制度を取り入れたいということですけど、全体の空き家バンクということはなかなか非常に難しい点もあるかと思っておりますけどね、農業の空き家バンク、例えば農協がですね、農協はアパート経営やってますから、ある程度そここのところのノウハウ、JAですね、ノウハウはあると思うんですね。じゃあ空き家がどのくらいあるかということはですね、行政のほうで調べようとしてもなかなか大変でしょうから、農業委員会なんかありますからね、農業委員会の委員さんたちにお問い合わせして調べてもらう。そしてJAで一括管理してもらって、新規就農者の方たちが、ぜひ家もほしいと、自分は新規の就農もしたいというような方があれば、JAのほうからこういうところの農地が空いてますし、こういう家も空いてますよというような形でやれば、おそらく市外からの新規、飯塚市に入ってこられる方、これも数はことし2名ということですけど、何十名とかいうことはないかもしれませんが、塵も積もれば山となるので、少しずつ少しずつ入ってくればですね、一般質問にありましたように人口がどんどんどんどん減っていく抑制には、若干の歯どめにはなるかと思えます。だからそういうふうなこともですね、やはり考えて、せっかく新規で1年から2年、最長2年までの研修をやるということであれば、そういう人たちが、そして新規就農者というのは地元で溶け込めんと、農業というのはなかなか自分だけでやろうとしても、やっぱり皆さんの意見を聞きながらやらないかと思えますのでね。そういう意味では、JAとか、そういうところとタイアップして、行政でやれることというのは、どこでもどこでもやれませんからね。だからJAのほうでアパート経営やってますから、賃貸とか何とかいうノウハウは若干持っていると思うんですね。だからJAでそういうようなものをお願いして、農地の空き家バンクという形でやるとかね。研修制度についてもですね、農業新聞の9月の19日分で、やはり富山のほうではですね、県内で就農を希望する就農者向けの新たな農業研修機関、「とやま農業未来カレッジ」を来年の4月の開校

とかいうような形もあるわけですよ。だから、飯塚市だけでこういうものをつくるのも大変でしょうから、県に働きかけてこういうものをつくってもらうとかね。あとはJAのほうとですね、JAのほうも農家がふえればJAの収入源がふえるわけですからね。JAも農家があってこそJAですから、JAのほうにもよく言ってですね、農業者がふえるということは、あなたのところの経営も安定化するわけやから、少しこういうようなものも考えたらどうねというように話してですね、そういうふうな研修機関をつくってもらうということも必要ではなからうかと、私はいま思うんですけどね。いろいろ大変な課題があるかと思いますが、農林振興課長、どんなふうでしょうかね。

○農林振興課長

空き家の件ですけども、空き家の件につきましてはですね、今ご指摘いただきました農業委員会のほうに実はご相談をいたしまして、空き家の調査をしていただくということで、いま話を進めさせていただいております。ただし農業委員会ですので、空き家の全体調査ということにはまいりません、いわゆる農村部と言いましょか、農業委員会で把握できるところについてですね、当然、農業に参入される場合につきましては、一般の住宅よりは庭が広いとか、あるいは稲屋があるとかということが求められますので、そのようなことで調査をいただきまして、ご紹介できるような体制をとっていきたいというふうに考えております。

○兼本委員

やってもらっているということですので、それを充実して、これは市長も政策的な中でやっぱり農業振興と同時にですね、やはり定住人口の確保という形のもの大きな2つの柱があるかと思うんですよ。そういう形でやるならばですね、ぜひともそういう形のを進めてもらって、農林振興課だけでは大変やろうき、企画調整部もですね、そういうところではJAとこういう方法でどうですかとか、いろんな形でやってもらって、まずは新規就農するための空き家バンク制度みたいなですね、そういうようなものを行政でやるのか、JAがやるのかは別にしても、JAのほうでやってもらったほうが私は一番いいと思うんですよ。そしてJAのほうも少し補助金をつけるとか何とかすればいいわけですからね。いまJAも中央会にお金をどんどん出すのをやめれということで、国もいろいろこう考えよるわけですから、そういうお金をそういうところに使えばですね、できないこともないと思いますので、ひとつどこが窓口になるのかわかりませんが、話をさせていただいて、市長の考え方もこうやから、市長も農業振興を応援しますよということ言えばですね、JAのほうも協力はすると思いますしね。どこの窓口になるのかわかりませんがやっていますね、そういうふうなものをやりながら農業振興と、それから1人でも2人でもよそから、とにかく人間を入れこまんことには、ずっと一般質問でもありましたけど、どんどん人口減っているということですから、これは統計だけやから、そうなるかどうかかわかりませんがね。しかし、そういうふうな傾向にあるということは事実ですからね。だから1人でも2人でもふやすような努力をひとつぜひやっただいて、検討していただいでですね、農業振興だけでは難しいと思います。まあ、いろんなところと話し合いながらですね、補助金の制度もあろうと思いますので、財政ともよく話さないかと思いますが、ひとつよろしく願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第68号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」につ

いては、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第82号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第82号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」につきまして、配布いたしております「平成26年度補正予算資料」、右肩に追加提案と記載しておりますが、こちらで補足説明させていただきます。1ページをお願いいたします。

今回の追加補正予算につきましては、表の下のほうに記載しておりますように、去る8月22日の大雨による災害のため、災害復旧に要する経費について計上するものでございます。

8月22日にすでに支出いたしました経費、およびそれ以降、緊急に対応しなければならない経費につきましては予備費を充用し、それ以外の経費について今回追加するものでございます。今回の補正額は一般会計で6272万円を追加するものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入からご説明いたします。

対象事業に係る国庫支出金及び県支出金は、道路橋りょう災害復旧費負担金など合計で766万9千円を追加し、同じく各災害復旧事業に係る市債800万円を計上しております。残る一般財源不足分として財政調整基金4705万1千円を繰入れ、財源調整をいたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。予備費につきましては、最初に申し上げましたとおり、8月22日にすでに支出いたしました経費、およびそれ以降、緊急に対応しなければならない経費672万1千円を追加いたすものでございます。

予備費対応分でございますが、林業施設災害応急復旧手数料では、飯塚地区の第1龍王林道1カ所、道路橋りょう災害応急復旧手数料では、飯塚地区の大道・塚ノ原1号線支線など6カ所、筑穂地区の内住1カ所などとなっております。

次に、補正予算対応分でございますが、災害復旧費では、費目ごとに被災箇所数と主な被災箇所等を記載しております。

農業施設災害復旧費では、飯塚地区の建花寺水路など9カ所、穂波地区の舍利蔵農道など3カ所、筑穂地区の内野水路など7カ所の災害復旧に係る経費2086万7千円を計上いたしております。

農地災害復旧費では、筑穂地区の大野など4カ所の災害復旧に係る経費646万1千円を計上いたしております。

林業施設災害復旧費では、筑穂地区の第2龍王林道2カ所の災害復旧に係る経費150万円を計上いたしております。

道路橋りょう災害復旧費では、飯塚地区の又合・日陽浦線支線など6カ所、穂波地区の高田・本谷1号線など3カ所、筑穂地区の内野・横山線など6カ所の災害復旧に係る経費1495万円を計上いたしております。

河川災害復旧費では、飯塚地区の蓮台寺川1カ所、穂波地区の舍利蔵川2カ所、筑穂地区の福ヶ谷川など6カ所、穎田地区の小峠川など2カ所の災害復旧に係る経費1222万1千円を計上いたしております。

今回の災害につきましては、飯塚地区24カ所、穂波地区8カ所、筑穂地区27カ所、穎田地区3カ所、合計62カ所となっております。

3ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

(「庄内は」と発言する者あり)

庄内はあっておりません。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第82号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第75号 財産の取得(職員用情報ネットワーク端末機器等)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○情報化推進担当次長

「議案第75号 財産の取得(職員用情報ネットワーク端末機器等)」についてご説明いたします。議案書の14ページをお願いします。

提案理由といたしましては、職員用情報ネットワーク端末機器等を取得するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、本案を提出するものでございます。

職員用情報ネットワーク端末機器等とは、職員が業務で利用しておりますパソコンであり、そのパソコンにつきましては、5年を目途に年次的に更新を行っております。本年度につきましても5年の更新時期を迎えましたパソコン194台について、パソコン本体と業務で利用していますマイクロソフト社製の汎用ソフトでありますオフィスを、市内業者の指名競争入札によりまして、取得価格2074万8583円で、8%の消費税込みでございますが、株式会社玉置が落札されております。

これまでもパソコン購入につきましては、毎年度購入予算をお願いし、更新を行っております。年度によりパソコンの購入台数は違いますが、同程度の性能のパソコンと汎用ソフトのオフィスをあわせて購入しているところでございます。

平成24年度に、同様に200台のパソコンとソフトを購入しておりますが、その取得価格は1168万6956円、5%の消費税でありました。1台当たり本年度と比較いたしますと、24年度200台購入時がソフトを含め消費税を抜きまして、1台当たり5万5652円で購入しております。本年度につきましては、1台当たり9万9029円となっております。その差が4万3377円と価格が大きく上昇しております。

この価格の上昇の理由としましては、円安によるパソコン自体の上昇、平成24年度と本年度では、パソコン1台当たりの本体価格で、24年度では消費税抜きで4万3652円、26年度は6万6229円であり、その差額が2万2577円上昇しています。

また、パソコン自体の上昇に加えまして、汎用ソフトでありますマイクロソフト社のオフィスの仕様が変更され、これまでソフト1本当たり1万2000円だったものが、ワード、エクセルにパワーポイントが追加され、価格が3万2800円と2万800円上昇し、さらに消費税が5%から8%と引き上げられたことにより、今年度は2000万円を上回る購入価格となりましたので、財産取得議案として提出させていただき、議決をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第75号 財産の取得（職員用情報ネットワーク端末機器等）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第79号 飯塚市辺地に係る総合整備計画を定めること」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○総合政策課長

「議案第79号 飯塚市辺地に係る総合整備計画を定めること」につきまして、補足説明をいたします。議案書の23ページをお願いいたします。

本議案につきましては、本会議での議案質疑においてご答弁させていただいておりますが、重複する点もございますけれども、再度ご説明させていただきます。

総合整備計画につきましては、昭和37年4月25日施行の「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」、いわゆる「辺地法」に基づきまして、飯塚市では、旧筑穂町の山口、大野・久保山、君ヶ畑、桑曲の4つの地域が辺地として該当しており、財政上の特別措置といたしまして辺地対策事業債、いわゆる辺地債による財政上の特別措置を受けることが可能な地域でございます。旧筑穂町におきましても、この辺地債を活用するため、総合整備計画を策定いたしまして、議会の議決をいただきながら、道路や今回の整備計画で対象としておりますレクリエーション施設「サンビレッジ茜」のリフト整備や茜ドームといった整備事業などを実施してきたところでございます。なお、この辺地債は、充当率が原則100%、後年度の元利償還金の80%が交付税措置されることとなっております。

次に、辺地の定義についてご説明いたします。議案書の24ページをお願いいたします。

該当要件といたしましては、2つの要件がございます。1つは面積と人口で、その地域の中心を含む5平方キロメートル以内の面積の中に50人以上の人口を有する必要があることと、この中心地域と申しますのは、3.3平方メートル当たりの固定資産税評価額が最も高い宅地が中心地となっております。2つ目の要件といたしましては、辺地度点数が100点を超えることとなっております。辺地度点数と申しますのは、中心から最寄りの駅またはバス停留所、小中学校、高等学校、医療機関、郵便局など、最短の距離または駅、停留所での交通機関の1日の平均運行回数などについて、総務省が定める算定方法により点数化して、100点を超えることというのが条件となっております。

それでは、今回の総合整備計画書につきましてご説明いたします。24ページの計画書の上段に、辺地の名称といたしまして山口辺地と、先程ご説明いたしました辺地該当要件の辺地の人口が228人、面積が3.9平方キロメートルと記載しております。

次に、辺地の概況についてでございます。もう1つの該当要件であります辺地度点数は112点となっております。次に、2につきましては、サンビレッジ茜の辺地における施設としての重要性と位置づけを記載いたしまして、今回の施設改修の必要性の事情としております。3では、整備計画期間を本年26年度から30年度までの5年間とし、整備に要する事業費の概算を2億7588万3千円とし、県との事前協議によりまして、辺地債予定額といたしまして2億6370万円を計上しております。なお、25ページに参考資料といたしまして、年度

ごとの事業費と辺地債の充当予定額及び主な事業内容を記載させていただいております。内容の説明は省略させていただきます。

また、最後の26ページでございますけれども、こちらのほうにサンビレッジ茜の位置図及び山口辺地の周辺図を添付させていただいております。

以上、簡単ではございますが、「議案第79号 飯塚市辺地に係る総合整備計画を定めること」につきまして、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第79号 飯塚市辺地に係る総合整備計画を定めること」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10：49

再 開 10：59

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から8件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について」報告を求めます。

○中心市街地活性化推進課長

お手元の配付資料に基づき説明させていただきます。資料1ページのこれまでの経過及び今後のスケジュール(案)についてお願いいたします。

はじめに、これまでの主な経過について報告いたします。

吉原町1番地区市街地再開発事業については、基礎工事を完了いたしまして、8月7日から1階躯体工事が開始されております。

8月9日には、ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業につきまして、施設建築物新築工事の起工式が行われ、現在は基礎工事が実施されている状況でございます。

8月26日には、12回目の飯塚本町東地区商業の活性化研究会分科会を開催し、商業街区の街並みルールづくりについて検討しております。

9月9日には、吉原町1番地区市街地再開発組合臨時総会が開催されまして、権利変換計画の変更及びサンメディラック飯塚管理規約等について承認されております。

次に、今後のスケジュール(案)について報告いたします。

9月29日には、飯塚本町東土地区画整理事業、第1期造成工事に係る地元説明会を開催する予定でございます。

次に、9月下旬の予定ですが、サンメディラック飯塚の管理規約について、福岡県知事に認可申請を行う予定です。

次に10月中旬には、飯塚本町東地区優良建築物等整備事業の建築確認手続きを開始し、10月下旬には、当事業に係る地元説明会開催を予定しております。

また、現在実施中の飯塚本町東土地地区画整理事業第1期解体工事につきましては、10月末の完了を予定しております。

次に2ページをお願いいたします。ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業に伴う施設建築物新築工事について、施設の概要等についてご報告いたします。

まず、施設概要につきましては、鉄筋コンクリート造4階建て複合ビルの新築工事となっておりますが、1階には街なか交流・健康ひろば、これは仮称ではございますが、それから商業店舗、2階から4階は賃貸住宅24戸の施設となります。敷地面積1447.92平方メートル、建築面積897.46平方メートル、延床面積は2556.95平方メートルでございます。

次に、設計図書を添付しておりますので、施設の間取り、配置等につきましてご説明させていただきます。3ページをお願いします。

1階施設平面図でございます。飯塚市取得床につきましては、事務室をはじめ、トレーニング室、多目的室、更衣室等から構成されております。

中心市街地活性化を図る社会資本整備総合交付金暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業としまして、1階床の一部を街なか交流・健康ひろば敷として取得しまして、中心市街地のコミュニティ機能の増進、地域交流・健康増進機能の拠点化を図ることを目的としております。

図面中央の多目的室では、食と健康をテーマとした市民が交流できる市民交流スペースと各種運動教室を実践できる各種教室用スペースとして整備し、食育事業の展開を可能とする調理台の設置、また、大型テレビを設置することで、パブリックビューイングができるスペースとして市民へ解放するなど、各種の運動教室等を展開しながら、健康増進と交流を楽しめるスペースとして整備いたします。

また、図面左のトレーニング室では、日常的に運動をしていないトレーニング初心者層でも、気軽に利用できるようなトレーニング機器を整備いたしまして、健康づくりに取り組む意欲の高揚、継続、達成感、充実感を得られるような取り組みを実践していきます。

さらに屋外ひろばでは、市民の憩いや各種イベントスペースとして活用するため、通路屋根シェルターの設置や、子どもが喜び、安心して遊べる空間となるよう児童向け健康遊具の設置、クライミングボードでございますけれども、それから街なかオアシスとなるようにミストツリーを設置いたしたいと思っております。

次に4ページをお願いいたします。2階から4階の住宅部でございます。1層に8戸、計24戸の賃貸住宅が整備されております。

次に5ページ、6ページは東西南北からみた立面図を添付しております。

続いて、最後の添付資料として「飯塚都市計画事業飯塚本町東土地地区画整理事業パンフレット」を配布しております。記載内容としましては、中心市街地活性化事業の中から3つの核事業の概要、次に大きく見開いたページに飯塚本町東地区整備事業の詳細として、1. 土地地区画整理事業、2. 優良建築物等整備事業、3. 子育てプラザ整備事業についてそれぞれ説明しております。また、新しく生まれ変わる当該地区の整備にあたり、和モダンの趣ある街並みを目指すこととしており、地域の特色を生かした魅力的なコミュニティを形成するため、街並み整備のためのルールづくりについて、検討を重ねているところです。

以上、簡単ですが、ご報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

この建物の概要がわからんやっただけですよね。一般質問で、逃げ口が表だけしかないというような話があって、どんなふうになっているか、わからなかったから、ただ聞くだけでしたけど、絵が出ましたのでね、補足のためにちょっとお聞きしたいんですけど、逃げ口が表にし

かないということは、どのようになっているのか、ちょっと説明してください。

○中心市街地活性化推進課長

3 ページの図面をご覧いただきたいと思っております。右側が本町アーケード商店街という形になっておりますけれども、その上のほうの左側が通常の出入口となっております。それから下のほうのですね、中央左寄りになりますけれども、ここに非常階段がございます。こちらの2方向からの避難という形に、通路という形になっているということでございます。一般質問でお話があったことについては、裏口からの避難についても考えていくべきではないかというお話があったことについては、この2方向の通路につきましてはですね、消防関係との協議、また建築確認申請して許可がおりておるわけでございますけれども、裏のほうの通路からの避難についても、住民の安全性を考える上では必要なことではなかろうかと私のほうでも思っておりますけれども、裏のほうの土地についてはですね、私有地ということで、その辺は今いろいろと話をさせていただいているところでございます。

○兼本委員

裏に、確か細い道が、抜ける道があるわけですが、それがいろいろ壁で塀をすとかいう話が出てきましたけど、おいおいその点は、消防とかそういうところで、もう建築確認でも許可が出たんなら、これで安全は保てることやろうと思っておりますので、それと実質これは中活のほうではですね、こういうふうな形でいくという概要は出とるわけですが、実質これを今後担当する原課からの、こういうふうにやりたいと、多目的室はこういうふうにしたい、トレーニング室はこういうふうにしたいということの、具体的な内容の説明というのは、大体どの時点でやろうというふうにご検討いただけますか。

○中心市街地活性化推進課長

トレーニング室等の整備につきましては、担当課のほうが今お話されたように検討しているわけでございますけれども、この辺については昨日の厚生委員会のほうでお話があったというふうにお聞きしておりますけれども、それから多目的室、それから広場については、工事についての予算は中活のほうで持っておりますので、その辺については、きょうご紹介をしたということでございます。

○兼本委員

当然その所管のほうでも説明するでしょうけど、全体像としてですね、この床を買ってこういう形でやりますよという形をすればですね、例えばまちづくり会社が取得する床と市が取得する床との絡みとかですね、いろいろあるわけですね。現実にですね、登記のほうの関係でいくならですね、これは区分建物にならないからですね、こっち側だけをまちづくり会社、こっちを市というようなことにはならんのかなと思うんですよね。ということになると、共有になるのかなということもありますけど、その点は、聞いてもわからんかもしれんけど、登記の関係で区分建物という独立した建物でないとならんわけなんよね。この多目的室とまちづくり会社とは壁できちんと仕切って、こっちからの出入りはできないような形になるわけですか。

○中心市街地活性化推進課長

そういうことになります。

○兼本委員

壁できちんと仕切れればですね、ある意味、区分建物としての登記はできるかもわかりませんが、出るためには表に出て中に入らないかんという形になるわけですね、現実問題としてね。ある程度ですね、こういう形のものできたら、今度でも結構ですけど、総務のほうの所管になるかどうかわかりませんが、一応こういう形でするのでね、担当する原課からですね、こういうふうな形で使いたいというような、こういうふうにするよということの説明を、1回していただくとありがたいと思っております。現実問題は、中活のほ

うではこういう形をやるだけであって、中のほうをどうするかこうするかについてはノータッチになるわけですからね。こういう形でこうしますよということになりますけど、これを運用するのは原課がやるわけですからね。そこのところを1回やってもらわんと、中身の質疑というのがですね、総務委員会でやるのか、どこでやるのか知りませんが、トレーニング室という形になれば、健康・スポーツ課がやるわけでしょうけど、多目的室となるとどこがやるのかわからんしですね、それから屋外ひろばにミストツリー、夏の暑いときに冷たいやつをつけるとかいう形で出とりますけどね、全体をやっぱり一体化した内容の説明というのを、きょうやないでいいですから、次のときでも結構ですので、委員長、ひとつ説明してもらいたいと思いますので、委員長のほうでお取り計らいをよろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「臨時福祉給付金の支給状況について」報告を求めます。

○臨時福祉給付金支給業務室主幹補

「臨時福祉給付金の支給状況について」ご説明いたします。

お手元の資料をご覧ください。本年4月1日から消費税が8%に引き上げられたことに伴い、臨時的な給付措置として臨時福祉給付金を支給するものですが、給付金支給業務の円滑化と効率化のために、子育て世帯臨時特例給付金と一体的な申請受付業務を実施しております。

支給額につきましては、1人につき1万円、老齢基礎年金、障害基礎年金、特別障害者手当等の受給者の方は、1人につき5千円が加算されます。

支給対象者数は3万1990人で、支給対象者の方々に申請書を一斉郵送いたしました。

9月9日現在の申請支給状況では、支給申請者数は2万2829人、支給対象者数に対して申請率が71.4%、支給決定者数は1万8764人となり、支給決定金額は2億3931万円、支給対象者数に対して支給決定率は58.7%となっております。

なお、申請受付期限は、平成27年2月2日となっておりますが、8月末の未申請者の方に対しましては、再度、申請勧奨の案内文書を出すなど、支給対象者の皆様への周知に努めているところであります。今後とも、申請されていない方には、電話などによる申請勧奨を行い、円滑な支給申請の受付と給付金の支給に取り組んでまいります。

以上、簡単ですが、「臨時福祉給付金の支給状況について」報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

入院している人とか、介護施設に入っている人とかも対象者にいると思うんですけど、そういう人たちの取り扱いはどんなふうにしていますか。

○臨時福祉給付金支給業務室主幹補

施設等に入所されている方につきましては、すでに文書で施設等にご協力依頼をいたしております。また、ご家族等の代理申請もできますので、申請に実際に来ていただいているところがございます。

○兼本委員

結局いま71.4%の申請があっているということですから、まだ約30%の方が申請していないということですよ。だから漏れないようにするために、やっぱりそこところを、代理申請ができるということであれば、認知症の方たちでも代理でできるわけですからね。もう少し、8月1日からの申請で約71%ということで、かなり申請はあっていると思いますけど、いま言われるようにもう一度、再度やって、漏れないようにですね、大変やろうと思います

けど、しっかり頑張ってください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

この臨時給付金の支給についての問い合わせはですね、今コールセンターということになっていると思います。実は私も問い合わせを5回ぐらいしたんですけど、1回もつながらなかったという状況がありますけど、その辺の苦情とかいうのは来てないですか。いま混み合ってますということで、何回かけてもつながらなかったんですけど。

○臨時福祉給付金支給業務室主幹補

申請書を対象者の方に送付いたしましたときには、かなりのお問い合わせがございまして、コールセンターはパンクしておりました。そのときにはですね、本庁のほうにもお電話がかかって内線等で対応したということございます。今のところはコールセンターがパンクすることは発生いたしておりません。

○城丸委員

事実でしょうか。私は5回ぐらいしたんですけど、混み合ってますということで、市役所の中で問い合わせするところがありますかということで聞きましたら、ありませんということだったので、聞く人にとってはコールセンターしかない、窓口が。そういう状況なので、どうかかなと思いましたので、言わせてもらいました。

○臨時福祉給付金支給業務室主幹補

申請書のお問い合わせの文書にはですね、コールセンターと本庁の代表番号も書かせていただいておりますので、その分に対応させていただいたと。問い合わせについては、大変混み合ってご迷惑をおかけしたということも十分認識いたしておるところでございます。

○城丸委員

本庁の交換で断られるんですよ。コールセンターしかありませんということで、交換で断られるんですよ。それはちょっとどうかなと思いますので、よろしくお願いします。

○企画調整部長

ただいまご指摘いただきました件につきましては、担当課のほうと十分打ち合わせをして、そういうことがないように努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕二委員

1点だけ確認させてください。申請から決定までの期間、大体どのくらいでしたか。

○臨時福祉給付金支給業務室主幹補

申請から支給まで大体2、3週間かかっております。

○田中裕二委員

決定された方には決定通知とかは別に行かないんですか。

○臨時福祉給付金支給業務室主幹補

通知は支給決定を行っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「社会保障・税番号制度について」報告を求めます。

○総合政策課長

「社会保障・税番号制度について」ご報告いたします。

資料を1枚配布させていただいておりますので、ご参照方お願いいたします。当該資料につきましては、内閣官房「マイナンバー」のホームページに掲載の広報資料から引用いたしております。

社会保障・税番号制度は、法律名で申し上げますと、多少長くなりますが「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「マイナンバー法」、または「番号法」と言われておりますが、これらをはじめとする4つの社会保障・税番号制度関連法が、昨年5月31日に公布されたことにより、導入されるものでございます。

本制度の趣旨、目的といたしましては、資料の下段にございますとおり、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現を目指すものでありまして、正確な情報に基づき、きめ細やかな年金や医療保険給付などの社会保障給付の実現、また、災害時での本人確認や要援護者の把握、それに伴う迅速かつ効果的な被災者支援など、こういったものが可能となるとともに、国民にとりましても個人番号カードを利用することによりまして、各種申請や届出、その他の手続きにおきまして、添付書類が省略できるなどの負担軽減が図られますとともに、特定個人情報保護の観点からマイナンバー法の規定によりまして、国における情報提供等の記録開示システム、マイ・ポータルと呼んでおりますが、このシステムが設置されます。これによりまして、例えば自分の個人番号に関連付けされた特定個人情報を「いつ、誰が、なぜ情報提供したのか」、また、行政機関などが持っております自分の特定個人情報の内容等がパソコンで確認できるなど、そのような効果が見込まれておるところでございます。

本市におきましても、社会保障・税番号制度の導入に向けまして、全庁的な取り組みが必要でありますことから、本年8月に飯塚市社会保障・税番号制度検討委員会を組織し、さらに今後の事務を円滑かつ効率的に行うため、情報システム部会、個人情報保護部会などを設置しまして、現在、協議を進めておるところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、資料の上段にございますように、来年の平成27年10月から市民一人一人に12桁の個人番号が記入されました通知カードを送付いたします。この通知カードを受け取られた方からの申請手続きを得まして、平成28年1月より個人番号カードを交付いたしまして、個人番号の利用が開始されるというスケジュールになっております。

その後、この制度の活用といたしましては、平成29年1月より国の機関間でのシステムによる情報の連携の開始、それと先ほどご説明いたしました、自分の特定個人情報の開示状況等を確認できるマイ・ポータルの運用が開始されまして、さらに平成29年7月からは、地方公共団体同士でのシステムによる連携が開始される予定となっております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

○兼本委員

これは申請をすることで、市町村に申請することで交付を受けることができますということは、任意ですね、強制じゃなくて。

○総合政策課長

個人番号カードの交付については、申請によってでございますので任意でございますが、この番号制度によりまして個人一人一人には、住民基本台帳に記載してある方については、番号が付与されます。また出生と同時に付与されますので、国民一人一人に番号がつくということになります。

○兼本委員

そうすると、カードをもらったら、2番目にいろいろ軽減されますというようなことが、利便性の向上が書いてありますけど、これはまだ28年1月からですからね、いますぐどうのこ

うのということはないんですけど、市民にカードを受け取ることによってこういう利便性がありますよというような啓発をやらないかんやろうと思うんですよね。そうせんとおそらく番号をつけられても、カード申請ということはないと思いますけど。今どうのこうのと言いませんけど、この啓発もですね、よく考えてやってもらわんと、市民カードみたいに自分の身分を証明できる、カードを持っていたら証明できるとかいうことがあるのか。そういうこともどうかわからんけどですね。そういうような形のものもあろうと思いますし、28年ですから、今26年ですから、まだ先のことですけど、その啓発活動というのをやっぱり早くやって、こういうものですよということを早目にやることも大事なことやろうと思いますが、そういう点については、どのようにお考えですか。

○総合政策課長

今ご指摘の点でございます。この10月1日より国におきましてコールセンターを設置するようになっております。あわせて、このナンバー制度に関しますポスターの掲示等々が国のほうで今後始まってまいります。その状況に合わせて、市といたしましてもご指摘のとおりですね、皆さま方に利用の利便性等々について、ホームページ、市報等で広報を行ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成26年度職員採用試験の申込状況について」報告を求めます。

○人事課長

平成26年度職員採用試験の申し込みの受け付けを、9月1日から9月17日まで行いましたので、その結果につきましてご報告いたします。

提出いたしております資料をご覧いただきたいと思っております。本年度の採用職種につきましては、先の委員会におきましてご報告いたしましたとおり、行政事務が上級、初級及び身体障がい者対象枠、それに、土木、保育士、民間企業等職務経験者枠の土木職と建築職、以上全体で7種類の試験区分となっております。

申込者数の状況でございますが、区分ごとに上段のほうから、行政事務の上級が542名、初級が297名、身体障がい者対象が7名、土木11名、保育士46名、民間企業等職務経験者枠の土木職が6名、建築職が1名となっております。

全区分の合計採用予定者数35名以内に対しまして、910名の申し込みがあっておりまして、この時点での全体の競争倍率といたしましては26倍となっております。

なお、昨年度の申し込み状況でございますが、全体で38名以内の採用予定に対しまして950名の申込者数で、倍率にしますと25倍でございましたので、昨年とほぼ同様の申し込みの状況となっております。

今後の予定といたしましては、第1次試験を10月19日、日曜日に近畿大学産業理工学部におきまして実施することといたしております。その後、1次試験合格者を対象に11月下旬から12月上旬にかけて第2次試験を実施し、最終合格者の発表は12月下旬頃を予定しているところでございます。

以上、簡単でございますが、「平成26年度職員採用試験の申込状況について」の報告を終ります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成26年8月22日の豪雨の対応等について」報告を求めます。

○防災安全課長

平成26年8月22日の豪雨時において災害対策本部を設置いたしましたことから、その対応等について概要をさせていただきます。

お手元に「平成26年8月22日の豪雨の対応等について」と記載しております4ページの資料を用意させていただいております。1ページ目が被害概要報告書、2ページ目が行動記録、3ページ目が降水量及び水位等調べ、4ページ目が排水機場の運転状況等を記載しております。

今回の豪雨につきましては、8月22日未明から九州北部を中心に大雨となりまして、本市では22日午前3時から9時までの雨量が81ミリ、最大1時間降水量が48.5ミリを記録しております。

すでに、前日の午後10時過ぎから災害警戒準備室を設置し、気象・河川情報を収集するとともに災害警戒本部への移行準備を開始しておりましたが、22日の午前2時38分に大雨・洪水警報が発令されたことから、ただちに災害警戒本部を設置いたしまして、第2-A配備とし、警戒体制に入っております。

午前3時ごろから急激な降雨量の増加に加えまして、福岡県内に発表されておりました竜巻注意情報が継続され、今後の雨量も見込まれるため、配備体制を第2-B配備といたしまして、河川パトロールの強化や土砂災害警戒地域の巡回強化を行いました。

午前4時47分に筑紫野市、太宰府市、那珂川町に記録的短時間大雨情報が発表されまして、また、土砂災害危険地域における避難準備情報の基準でございます土砂災害警戒情報の発表及び土砂災害危険度レベル3への到達が見込まれましたことから、午前5時に災害対策本部を設置いたしまして、第3配備とし、初動体制を整えるとともに17カ所の指定避難所を開設いたしました。あわせて市内12地区、計27自治会を対象に土砂災害に対する避難準備情報を発令しました。

避難準備情報発令後は、高齢者や障がい者等の避難支援及び安否確認に努めるとともに、自主避難者への支援の対応ができる体制をとっております。

また、穂波川の水位が午前5時20分に最高水位3.92メートルに達し、また、建花寺川の水位が午前5時に避難判断水位となったため、浸水地域への避難準備情報の発令を検討いたしましたが、雨は小康状態となりましたことから、今回、発令は行っておりません。

また、午前9時に土砂災害危険度も注意レベルまで低下するとの状況であったことから、土砂災害危険区域に発令しておりました避難準備情報を解除いたしまして、また、この間の自主避難者も0名でありましたことから、災害対策本部もあわせ解散いたしましたものでございます。

以上、簡単でございますが、「平成26年8月22日の豪雨の対応等について」報告を終らせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「広島大雨災害義援金の募金受付について」報告を求めます。

○防災安全課長

「広島大雨災害義援金の募金受付について」ご報告させていただきます。

平成26年8月19日からの豪雨により発生いたしました広島県北部での大規模土砂災害において、被災者に対する応急支援策として義援金募金窓口を設置いたしました。

募金窓口の設置期間は9月12日から当分の間としており、場所につきましては、本庁及び各支所のロビーに計5カ所、募金箱を設置しその受付を行っております。

また、市民への広報としましては、隣組回覧や市ホームページ等により周知を行ってお

ります。

今回の募金の実施につきましては、東日本大震災以降、各地で多くの災害が発生し、今年度につきましても、徳島県や京都府、丹波市など多くの豪雨災害が発生しておりますが、今回、人的被害100名以上、及び1000名近くの多くの実避難者がおられましたことから、その支援に取り組んだものでございます。

以上、簡単ではございますが、「広島大雨災害義援金の募金受付について」説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成26年度行政評価（一次及び二次評価）結果の概要及び外部評価の取り組みについて」報告を求めます。

○行財政改革推進課長

行政評価の結果の概要及び外部評価の取り組みについてご報告させていただきます。

お手元の資料の1ページをお願いいたします。行政評価制度における事務事業評価につきましては、平成23年度から本格導入し取り組んでおります。本年につきましても2月から7月中旬にかけて作業を行い、全963の事務事業のうち、①法令などの義務付けがあり、市に裁量の余地が全くない義務的の事業、②内部管理事務などの248の評価対象外事業を除いた715の事務事業について、事業担当課による一次評価を行っております。

また、一次評価対象の715事業の中から、行財政改革推進本部の事務局において選定いたしました二次評価対象50事業について、7月下旬に全部長による仮二次評価を行い、8月中旬に行財政改革推進本部会議において同評価の最終決定をいたしております。

一次、二次評価の結果につきましては、表に記載のとおりでありますので、内容の説明は省略させていただきます。なお、詳細な評価結果につきましては、外部評価につきましては一次評価一覧表で、二次評価以上は評価シートを公表するというようにしております。

次に、裏面の2ページをお願いいたします。今年度の外部評価対象事業の選定につきましては、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者の4役で協議いたしまして、二次評価を実施した事業の中から外部評価の対象となります14の事務事業を選定いたしております。選定いたしました事務事業につきましては、表に記載のとおりであります。内容の説明は省略させていただきます。

最後に、外部評価の実施につきましては、10月10日、金曜日及び11日、土曜日の両日、午前10時から午後4時50分まで、立岩公民館3階中研修室において行うこととしております。評価体制につきましては、コーディネーター1名、評価者が7名から8名で行い、昨年同様、小田原市、福岡市、久留米市役所の行政評価に通じた職員にも加わっていただくこととしております。

事務事業の外部評価につきましては、平成22年度から実施し、本年度で5回目となります。事務事業評価につきましては、本来、内部管理ツールとしての役割が大きいということから、昨年度策定いたしました第2次行財政改革の前期実施計画におきましては、内部評価の充実を図るということとしておりまして、外部評価につきましては、今年度までとしております。

以上でございます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「普通交付税の交付決定について」報告を求めます。

○財政課長

平成26年度普通交付税決定額及び臨時財政対策債発行可能額が、平成26年7月25日に決定しましたので、その状況をご報告いたします。

「平成26年度普通交付税決定額及び臨時財政対策債発行可能額一覧表」と記載しております資料をお願いいたします。

この表は、福岡県内市町村の普通交付税決定額と臨時財政対策債発行額の一覧表でございます。表の左側の6番目が飯塚市でございますが、平成25年度（B）欄ですが、172億5200万円、平成26年度（A）欄でございますが、172億7400万円となっており、平成26年度は平成25年度に比較して2200万円、0.1%の増となっております。また、表の左側下に普通交付税及び臨時財政対策債の平成26年度の当初予算、交付決定額の内訳を記載いたしております。

なお、普通交付税につきましては、合併特例法による特例措置として、合併年度とそれに続く10年度は、10年間になりますが、合併前の市町村がそのまま存在しているものとみなして計算した交付税額を保障し、合併により交付税配分上不利益を被ることがないように配慮されており、その後5年間で保障額を逡減させていくことになっております。

飯塚市では、平成17年度に合併いたしましたので、平成27年度までは、合併前の旧市町村がそのまま存在しているものとみなして計算した交付税となっており、平成28年度から平成32年度までの5年間で逡減し、平成33年度時点では約29億円の減となる見込みとしております。

しかしながら、国は市町村の姿の変化に対応した交付税算定の見直しを行うとして、合併による面積拡大に伴いふえている施設の運営経費を含めた行政経費について、平成26年度を含め今後5年間で見直しを行うこととしております。

そのようなことから、本市の平成26年度におきましては、すでにその見直しが行われ、平成33年度時点で約29億円の減額としていたものが、約26億円の減額となり、約3億円の交付税の改善が見込まれます。

以上、簡単ですが、ご報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。